平成２９年（フ）第５１号
岡山県倉敷市水島北春日町２番４号
破産者　東　今日子
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８８７号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目10番10―102号
破産者　オアシス36こと　元道　真二
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目１番１号（サンプラス荒田706号）
破産者　松本　芳一
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市高麗町６番23号　タイセイイン高麗203号
破産者　八波　高志
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
北海道旭川市南３条通24丁目101番地の30
破産者　茅野　弘美
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８６号
北海道旭川市神居１条２丁目１番20号　エスパニアⅢＡ―205
破産者　高橋　一文
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
北海道上川郡東川町松山温泉　御やど　しきしま荘
破産者　渡辺　千春
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
北海道旭川市東４条５丁目２番３号
破産者　酒井善四郎
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
北海道旭川市神居７条16丁目１番１号　眞保利一
破産者　松平　京子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平１番地３
破産者　東田　英一
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
青森市大字古館字大柳80番地23
破産者　野呂　靖子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
宮城県石巻市須江字関ノ入13―２　仮設旭化成団地14―６、住民票上の住所宮城県石巻市三ツ股２丁目９番26号
破産者　伊藤　政勝
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目３番４号
破産者　山内　雅史
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４号
新潟県長岡市新保４丁目17番30号　ビッグジー102号室
破産者　井嶋あゆみ
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
新潟県見附市新町１丁目４番23号
破産者　若月　三季
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
名古屋市西区押切２丁目８番７号（グレイスヒシダ402号）
破産者　杉浦　久代
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第８号
岐阜県高山市大新町４丁目185番地　畑野住宅５号室
破産者　まんまのここと　住　　芳恵
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
静岡県富士宮市大岩1858番地の３、開始決定時の住所静岡県富士宮市羽鮒2399番地の５
破産者　清　千津恵
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３７４号
静岡県浜松市南区立野町438番地の３　センチュリーハウスＢ―201
破産者　松井　秀樹
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係